

札幌国際大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、次の学部を置く。

人文学部

観光学部

スポーツ人間学部

2 前項の学部次に次の学科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

人文学部	現代文化学科	入学定員	75人	収容定員	300人
	心理学科	入学定員	120人	収容定員	480人
	臨床心理専攻	入学定員	70人	収容定員	280人
	子ども心理専攻	入学定員	50人	収容定員	200人
観光学部	観光ビジネス学科	入学定員	90人	収容定員	360人
	観光経済学科	入学定員	60人	収容定員	240人
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	入学定員	60人	収容定員	240人
	スポーツ指導学科	入学定員	60人	収容定員	240人

3 前項の学部及び学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 人文学部は、人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養い、人文学の基礎的知識を習得するだけでなく知識の活用能力を持った自立して行動できる教養人を育成する。

① 人文学部現代文化学科は、言語・文化・コミュニケーションをキーワードに、コミュニケーション能力を高め、他者の歴史・文化・宗教・習慣に対する理解を深めることで、グローバルに活躍できる現代人を育成する。

- ② 人文学部心理学科は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助及び幼児教育・保育の知識と技能を習得して、医療、福祉、教育、保育などの現場で、専門的対人援助が行える基礎力を育成する。
- (2) 観光学部は、観光に関する専門的知識・実践的な知識を有し、観光を通じた地域振興と国内・国際観光の分野で活躍できる人材を育成する。
- ① 観光学部観光ビジネス学科は、ホスピタリティ・マインドを培い、観光ビジネスについて体系的・実践的に学習し、企業や団体等の組織における経営活動を推進する人材を育成する。
- ② 観光学部観光経済学科は、地域経済に関する基礎能力をもち、観光産業による地域活性化を、具体的に推進できる能力をもつ人材を育成する。
- (3) スポーツ人間学部は、生涯学習社会への移行とともに高まっているスポーツや健康に対する社会の要請に応え、地域スポーツの振興と個人の健康づくりに貢献できる有為な人材を育成する。
- ① スポーツ人間学部スポーツビジネス学科は、スポーツや健康に関する知識を習得し、スポーツビジネスの現場で活躍できる人材を育成する。
- ② スポーツ人間学部スポーツ指導学科は、生涯スポーツの育成発展に努めながら、スポーツを通して地域社会に貢献できる教養豊かなスポーツ指導者を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。但し、第31条により休学した期間は在学期間に含まない。
- 3 第28条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第64条第1項に定める長期履修学生の修業年限は、入学時に5年以上8年以下の範囲内で、本人の希望を尊重し、教授会の議を経て学長が定める。但し、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

- (3) 開学記念日 6月27日
- (4) 夏季休業日 8月6日から9月15日まで
- (5) 冬季休業日 12月23日から1月20日まで
- (6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条 教育課程の編成に当たっては、本学の目的及び学部・学科の教育目標を達成できるよう配慮して、授業科目を配置しなければならない。

(授業科目)

第9条 授業科目は、共通科目、学科科目、教職課程に関する科目、レクリエーション・インストラクターに関する科目及び保育士取得に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1から別表第9に定めるところによる。

(所要単位の取得)

第10条 学生は、別表第1から別表第6までの学科別教育課程表のうち、定めにしたがい、所属する学部・学科の授業科目のなかから、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、124単位以上修得しなければならない。

(単位)

第11条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験は筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第14条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修

得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）並びに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

人文学部

現代文化学科 中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

心理学科臨床心理専攻 高等学校教諭一種免許状 公民

心理学科子ども心理専攻 幼稚園教諭一種免許状

スポーツ人間学部

スポーツ指導学科 中学校教諭一種免許状 保健体育

高等学校教諭一種免許状 保健体育

（学芸員資格の取得）

第15条 学芸員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法（昭和26年法律第285号）並びに同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する規程は、別に定める。

（社会教育主事資格の取得）

第16条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）並びに社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格取得に関する規程は、別に定める。

（保育士資格の取得）

第16条の2 人文学部心理学科子ども心理専攻において保育士となる資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号の規定に基づく平成13年厚生労働省告示第198号の定めるところに従って、本学が別表第9に定めた科目のなかから、必要な単位を修得しなければならない。

（本学の他学部又は他学科等における授業科目の履修等）

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部・学科以外の学部・学科若しくは札幌国際大学短期大学部において授業科目を履修させることができる。この場合、履修した授業科目について、修得した単位を学生が所属する学部・学科において履修したものとみなす。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超え

ない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に準用する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第17条並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第62条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条並びに第18条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第21条 第17条から第19条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、退学、留学、転学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。但し、第27条に定める転学部、転学科、第28条に定める再入学及び帰国子女の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条の規定により大学に入学した者であって、本学において、当該者を大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学の選考）

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（編入学）

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、当該各号の者と同等以上の学力があると認めた者で20歳に達したもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

（転学部、転学科）

第27条 学生が他の学部転学部及び転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、許可することができる。

2 前項の規定により転学部及び転学科を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位の認定等については、教授会の議を経て学長が定める。

（転入学・再入学）

第28条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学に1年以上在学する者又は大学に1年以上在学し退学した者で本学に転入学を希

望する者

(2) 第34条の規定により退学した者で、再入学を希望する者。ただし、再入学後、再び退学した者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

(入学手続き及び入学許可)

第29条 選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他の諸納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 保証人はその学生の保護者である成年者で、学生について責任をはたすことのできる者でなければならない。

2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責をつくることができないときは直ちに後継者を定めて届け出なければならない。

4 保証人を不相当と認めるときは、その変更を求めることがある。

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学または転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

3 復籍に関する規程は、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第39条 卒業を認定された者には、札幌国際大学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者

第8章 入学検定料、入学金及びその他の費用

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

第42条 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は別表第10のとおりとする。

2 納付の期間及び方法については別に定める。

3 実習費その他必要な費用は別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第43条 前期または後期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第44条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(研究生及び科目等履修生の授業料)

第45条 研究生、科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第46条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金は返付しない。但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合で、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納入金を返還する。

第9章 職員組織

(教職員)

第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第48条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第49条 必要により副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

(学長及び副学長の任期)

第50条 学長の任期は4年、副学長の任期は2年とし、選考については別に定める。

(代理)

第51条 副学長(副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した次条に規定する学部長)は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

(学部長)

第52条 学部に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(学部長の任期等)

第53条 学部長の任期は2年とし、選考については、別に定める。

(学科長)

第54条 学科に学科長を置く。

(職務・事務分掌)

第55条 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第56条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第57条 教授会は学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会において必要があるときは兼任の教員その他の職員を出席させて意見を聞きまたは報告させることができる。

(議長及び定足数)

第58条 学長は教授会を招集しその議長となる。

2 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって開く。

(審議事項)

第59条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 学則その他重要な規程に関する事項
- (3) 学部、学科の増設、廃合及び教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、復学、退学、留学及び除籍に関する事項
- (5) 学生の試験及び卒業に関する事項
- (6) 学生の福利及び生活指導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) その他本学の運営に関する重要な事項

第60条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第61条 本学において、特別の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。但し、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第13条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し別段の定めがない場合は、学生に関する諸規程を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する

者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第12章 長期履修学生

(長期履修学生)

第64条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生（以下、「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 大学院

(大学院)

第65条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第66条 本学に、図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第15章 研究所

(研究所)

第67条 本学に、研究所を置く。

2 研究所について必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第68条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第17章 雑則

第69条 この学則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

但し、平成7年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

但し、平成9年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成11年4月1日から施行する。

但し、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成12年4月1日から施行する。

但し、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

但し、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成15年4月1日から施行する。

但し、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成16年4月1日から施行する。

但し、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

但し、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第5条第1項、第16条、
第19条第7号の規定を除き、従前の規定を適用する。
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第14条、別表第1、別表
第3、別表第7及び別表第9について従前の規定を適用する。
この学則は、平成21年4月1日から施行する。

但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

但し、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第3、別表第5、別
表第7及び別表第9について従前の規定を適用する。